

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和7年4月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費)の支給に関する事務、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給決定の変更に関する事務、自立支援医療の支給認定の変更に関する事務、地域生活支援事業の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 1 障害福祉サービスの申請受付、支給決定 2 障害支援区分の認定 3 自立支援医療の申請受付、進達、支給決定 4 補装具の申請受付、支給決定 5 地域生活支援事業の申請受付、支給決定
③システムの名称	基幹業務支援システム (topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 福祉系基幹業務支援システム 障害者福祉システム 標準準拠システム(障害者福祉) 中間サーバーコネクタ
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉サービス受給者台帳、障害支援区分台帳、自立支援医療(更生医療)台帳、自立支援医療(精神通院)台帳、補装具給付台帳、日常生活用具給付台帳、移動支援受給者台帳、日中一時支援受給者台帳、地域活動支援センター事業受給者台帳、訪問入浴利用者台帳、自動車運転免許取得費助成台帳、自動車改造費助成台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1第84項、内閣府総務省令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11・15・20・37・42・75・80・81・125・144・155・161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15・37・75・144・145・146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害者福祉課
②所属長の役職名	障害者福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部障害者福祉課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7017
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	福知山市情報セキュリティポリシー及び福知山市個人情報保護法施行条例に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 ・特定個人情報を含む書類は、その用が完了した後個人番号を黒塗りのうえ施錠ができる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書は復元不可能な手段として焼却処理を行う。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	
平成28年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書課	市長公室秘書広報課	事後	
平成29年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
平成29年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	①福祉保健部社会福祉課 ②社会福祉課長 芦田雅子	①福祉保健部障害者福祉課 ②障害者福祉課長 小野木 正章	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書広報課	市民総務部市民課	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉保健部社会福祉課	福祉保健部障害者福祉課	事後	
平成30年12月7日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	topics21(障害福祉システム) 基幹業務支援システム (topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー	topics21(障害福祉システム) 基幹業務支援システム (topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 福祉系基幹業務支援システム	事前	
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	①福祉保健部障害者福祉課 ②障害者福祉課長 小野木 正章	①福祉保健部障害者福祉課 ②障害者福祉課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	-	(追加)	事後	
令和2年7月28日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	topics21(障害福祉システム) 基幹業務支援システム (topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 福祉系基幹業務支援システム	基幹業務支援システム (topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 福祉系基幹業務支援システム	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年7月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日時点	令和2年7月28日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年7月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日時点 500人未満	令和2年7月28日時点 500人以上	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年7月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第16・26・56の2・57・87・108・116項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第108・109・110項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第16・20・26・53・56の2・57・87・108・116項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第108・109・110項	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年7月28日	Ⅳ リスク対策 8 監査 実施の有無	内部監査	自己点検・内部監査	事後	5年経過前の評価の再実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第16・20・26・53・56の2・57・87・108・116項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第108・109・110項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の第16・20・26・53・56の2・57・87・108・116項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の第108・109・110項	事前	
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月28日 時点	令和3年8月23日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月28日 時点	令和3年8月23日 時点	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	基幹業務支援システム (topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 福祉系基幹業務支援システム	基幹業務支援システム (topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 福祉系基幹業務支援システム 障害者福祉システム 標準準拠システム (障害者福祉) 中間サーバーコネクタ	事前	標準化の実施による評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の第16・20・26・53・56の2・57・87・108・116項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の第108・109・110項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11・15・20・37・42・75・80・81・125・144・155・161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15・37・75・144・145・146の項	事前	標準化の実施による評価の再実施
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月23日 時点	令和7年2月28日 時点	事前	標準化の実施による評価の再実施
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月23日 時点	令和7年2月28日 時点	事前	標準化の実施による評価の再実施
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	(追加)	事前	標準化の実施による評価の再実施
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	(追加)	事前	標準化の実施による評価の再実施
令和7年4月16日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	①福祉保健部障害者福祉課 ②障害者福祉課長	①健康福祉部障害者福祉課 ②障害者福祉課長	事後	
令和7年4月16日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市民総務部市民課	総務部総務課	事後	
令和7年4月16日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉保健部障害者福祉課	健康福祉部障害者福祉課	事後	